

# 衡門類例祕錄

卷之九十

和書門			
二 三 八 二 五	一 三 函	一 五 架	一 二 冊
類	號	函	冊

內閣文庫			
三 三 八 二 五	一 二 冊	五 函	和
類	號	冊	函

內閣文庫	
番號	和22825
冊數	12 ( 7)
函號	152 39

内一〇三三〇













此後より書示すに後方抄に御座り申す事迄は其の如し  
おまの御座り申す事

たて進門内御座り申す事迄は其の如し

上朝の御座り申す事迄は其の如し  
此等より七箇年を以て御座り申す事迄は其の如し  
市より七箇年を以て御座り申す事迄は其の如し  
此等より七箇年を以て御座り申す事迄は其の如し

おりの事

此等より七箇年を以て御座り申す事迄は其の如し

一、此等より七箇年を以て御座り申す事迄は其の如し

此等より七箇年を以て御座り申す事迄は其の如し

此等より七箇年を以て御座り申す事迄は其の如し

此等より七箇年を以て御座り申す事迄は其の如し

此等より七箇年を以て御座り申す事迄は其の如し

此等より七箇年を以て御座り申す事迄は其の如し

此等より七箇年を以て御座り申す事迄は其の如し

此等より七箇年を以て御座り申す事迄は其の如し

此等より七箇年を以て御座り申す事迄は其の如し

此等より七箇年を以て御座り申す事迄は其の如し

此等より七箇年を以て御座り申す事迄は其の如し







一 白地 小

一 枝 毛

一 方 四 毛

一 方 地 毛

大正四年五月廿一日

甲子年七月

山崎町の町長  
佐藤 清太郎  
一 藤田 三郎

大正四年五月廿一日  
此の用は  
多額に於て

中世以来の  
流石の地  
市況は  
市況は

甲子書

大正四年五月廿一日  
市況は  
市況は  
市況は











一何  
 一何  
 存  
 白  
 子

他右於... 所... 爲... 入... 事...  
 早... 所... 爲... 所... 爲... 所... 爲...  
 及... 向... 以... 物... 之... 所... 爲... 所... 爲...  
 其... 每... 方... 中... 中... 身... 身... 身... 身... 身...  
 上... 言... 言... 言... 言... 言... 言... 言... 言...

以... 爲... 邊... 邊... 邊... 邊... 邊...

乃... 以... 書... 書... 書... 書...

南... 所... 以... 以... 以... 以... 以... 以... 以...  
 以... 以... 以... 以... 以... 以... 以... 以...  
 以... 以... 以... 以... 以... 以... 以... 以...

子... 西... 門...

新... 橋... 字... 所...  
 十... 年... 所...  
 十... 年... 所...  
 十... 年... 所...

日... 以... 吾... 門...



以高州

以高州

右方分各員分取存三葉原下是向書高同其心  
云々

所々高州門北内村々々々爲院々内々々々  
新橋々々所 家々々々高州和助不々々不々々後  
上藏々々々 亦中々々限中々々中々々々々々々々

甲子年

日比谷門向書  
任多指々々々  
津田高々々

又々々所以以少人員分取存々々々々々々々々  
上々々々々々々々々々

任以高書以同其心  
於々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
上々々所々々々々々々々々々々々々々々々々々

乙酉年

相島高書

右方分各員分取存三葉原下是向書高同其心

日比谷門向書  
任多指々々々  
津田高々々







日比谷川下町番

伊豆橋下町番

右折也 舟以少人 日比谷 是地也 海流なる 是月 海九塔

舟中

舟中の件

舟中ありし

舟中ありし

舟中

舟中ありし

舟中

舟中

舟中ありし

舟中

舟中

舟中ありし

舟中ありし

舟中ありし

舟中ありし

舟中ありし

舟中ありし

舟中ありし

舟中ありし

舟中ありし











一 記

抄得一人一子也 深以寸也

長子人孝也 核美人孝也 深守中も也

也

長子一人也

長子抄得也

長子抄得也

長子抄得也

長子抄得也

長子抄得也

是

是

是

是

一 祥

辛未年四月

長子抄得也

長子抄得也

長子抄得也

抄得也

抄得也

長子抄得也

長子抄得也

長子抄得也

長子抄得也

長子抄得也



焚草抄の烟は長く燃ゆる自は七水年々下少水法中下  
たさつと高き打りたて多き古は口は里敷中流之河原城  
はたすも少くは長連と名をよむ是は撰本所在の道は法去れ  
し也

法山百番百中似し所り之推高しふは法種物  
多しと云ふは色は法中下少水年々下

常盤橋門分番

法山法山

法山法山一化

下少水

法山法山

法山法山

法山法山

法山法山

法山法山

法山法山

法山法山

法山法山

法山法山

法山法山

法山法山

法山法山







... 承修... 月... 右...

月

承修... 右...

... 承修... 月... 右... 承修... 月... 右...

... 承修... 月... 右... 承修... 月... 右...

承修... 月... 右...

承修... 月... 右...

承修... 月... 右...



















新泉より成りたつた以流河流首の少少の保の事  
多し少し月日たつたにたつた

多し少し

多し少し

多し少し

多し少し

多し少し

多し少し

多し少し

右方たつた多し少し

少し多し  
少し多し  
少し多し

少し多し

少し多し

少し多し

少し多し

少し多し

少し多し

少し多し

少し多し



月日と家名はなほ正書に書くべきなり

以上書

今世より九月より三條川村中より十町と向うの村  
場より方りたれ向うの村より十町と向うの村  
ありて今世より九月より三條川村中より十町と向うの村  
ありて今世より九月より三條川村中より十町と向うの村

田代町内白書

お多りお多り

お多りお多り

お多りお多り

お多りお多り

お多りお多り

大田代町形を傳ふなり

以上書

今世より九月より三條川村中より十町と向うの村  
場より方りたれ向うの村より十町と向うの村  
ありて今世より九月より三條川村中より十町と向うの村  
ありて今世より九月より三條川村中より十町と向うの村

田代町内白書

お多りお多り

お多りお多り

お多りお多り







三十一日  
三月

右の如く申渡すに付、先般に申渡したる如く、  
先般に申渡したる如く、先般に申渡したる如く、

由緒不明  
由緒不明  
由緒不明

由緒不明

由緒不明

由緒不明

由緒不明

由緒不明

由緒不明















煙草の事

たのしみ書局

煙草の事 煙草の事 煙草の事

煙草の事 煙草の事 煙草の事

煙草の事 煙草の事 煙草の事

煙草の事 煙草の事 煙草の事

煙草の事 煙草の事 煙草の事

煙草の事 煙草の事 煙草の事

煙草の事 煙草の事 煙草の事

煙草の事 煙草の事 煙草の事

煙草の事 煙草の事 煙草の事

煙草の事 煙草の事 煙草の事

煙草の事 煙草の事 煙草の事

煙草の事 煙草の事 煙草の事

煙草の事 煙草の事 煙草の事

煙草の事 煙草の事 煙草の事

煙草の事 煙草の事 煙草の事

煙草の事 煙草の事 煙草の事

煙草の事 煙草の事 煙草の事

煙草の事 煙草の事 煙草の事

煙草の事 煙草の事 煙草の事

煙草の事 煙草の事 煙草の事

煙草の事 煙草の事 煙草の事

煙草の事 煙草の事 煙草の事

煙草の事 煙草の事 煙草の事



初原信公自其死後其子孫承其業以七年以迄正

安永八年三月廿七日其子孫承其業以迄正

一 以元嘉元年正月廿七日其子孫承其業以迄正

安永八年三月廿七日其子孫承其業以迄正

場而後其子孫承其業以迄正

安永八年三月廿七日

文海之元年十月廿七日其子孫承其業以迄正

七年十月廿七日其子孫承其業以迄正

安永八年三月廿七日

右之元年正月廿七日其子孫承其業以迄正

安永八年三月廿七日

一 持物九極

以自其書而也

一 持物九極 以門書則也 以書其傷之 而人又其書也

持物九極 以門書則也 以書其傷之 而人又其書也

持物九極 以門書則也 以書其傷之 而人又其書也

持物九極 以門書則也 以書其傷之 而人又其書也

持物九極 以門書則也 以書其傷之 而人又其書也

持物九極 以門書則也 以書其傷之 而人又其書也

持物九極 以門書則也 以書其傷之 而人又其書也











成家 予のて 家為の目録 其の 予の目録  
上 予の目録 予の 其の 予の 予の 予の  
之 予の 予の 予の 予の 予の 予の  
固 予の

此の 予の 予の 予の 予の 予の 予の  
予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の  
予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の  
予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の  
予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の  
予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の  
予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の  
予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の

一 予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の  
予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の  
予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の  
予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の  
予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の  
予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の  
予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の  
予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の

予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の  
予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の  
予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の  
予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の  
予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の  
予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の  
予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の  
予の 予の 予の 予の 予の 予の 予の











一 扶の所々好

山内宗茂書曰

扶の所々好を尋ねて宗茂は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり

一 右孫子他ハ

右孫子他ハ其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり

一 孫子尚書

孫子尚書を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり  
其の好む所は其の好む所を記し置けり























了る

定

一 族の海之陸

是の松州平田村百餘族は松州海之陸を以て因  
窮乏なる方なる片師つす中統の何れも  
治るべき如きを其家之族族之何れも  
排する所也此同方なる如族子なる  
又亦方又隣村一族の以て是を排する所也  
打排する如中なる族之主と大族の口村を  
族の以て是を排する所也

本村の海之陸

何れも是を排する所也

以て是を排する所也

本村族の如く百姓族の如く此族の如く

是を排する所也

而も是を排する所也

以て是を排する所也

此を排する所也

本族の如く是を排する所也







右身如の上物なり也

心物治聖下流之流は其の心物は其の心物なり  
心物治聖下流之流は其の心物は其の心物なり  
心物治聖下流之流は其の心物は其の心物なり  
心物治聖下流之流は其の心物は其の心物なり  
心物治聖下流之流は其の心物は其の心物なり  
心物治聖下流之流は其の心物は其の心物なり  
心物治聖下流之流は其の心物は其の心物なり  
心物治聖下流之流は其の心物は其の心物なり  
心物治聖下流之流は其の心物は其の心物なり  
心物治聖下流之流は其の心物は其の心物なり

心物治聖下流之流

心物治聖下流之流

心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流

心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流

心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流  
心物治聖下流之流



























進取の事とて其の事多かる大務と科貴の勲を  
以て其の事多かる大務と科貴の勲を  
以て其の事多かる大務と科貴の勲を

存す其の事多かる大務と科貴の勲を

干綱下所

為代是

司

り

由り其の事多かる大務と科貴の勲を  
大なる事多かる大務と科貴の勲を

進子

一進子取扱

一進子取扱の事多かる大務と科貴の勲を

一進子取扱の事多かる大務と科貴の勲を

一進子取扱の事多かる大務と科貴の勲を

一進子取扱の事多かる大務と科貴の勲を

一進子取扱の事多かる大務と科貴の勲を

一進子取扱の事多かる大務と科貴の勲を

一進子取扱の事多かる大務と科貴の勲を

一進子取扱



此の如く述べて此の如く述べて例年所より  
可并同室等の如きより何れも如くある  
大抵の如く世に確とせしめられし  
の如く

例

居たりし。藤河中河内國橋本。指尾。建。長。寺。より  
場。に。移。り。て。述。子。方。に。留。り。て。住。居。せ。り。て。所。に  
色。を。あ。り。て。以。同。年。大。正。十。三。年。に。移。り。て。述。子  
と。同。年。に。移。り。て。住。居。せ。り。て。所。に  
誠。心。を。あ。り。て。述。子。方。に。留。り。て。住。居。せ。り。て。所。に

前月の如く述べて此の如く述べて例年所より  
出。て。述。子。方。に。留。り。て。住。居。せ。り。て。所。に  
少。年。月。に。移。り。て。住。居。せ。り。て。所。に  
大。正。十。三。年。に。移。り。て。住。居。せ。り。て。所。に

一。此。を。述。子。方。に。留。り。て。住。居。せ。り。て。所。に  
述。子。方。に。留。り。て。住。居。せ。り。て。所。に  
述。子。方。に。留。り。て。住。居。せ。り。て。所。に  
述。子。方。に。留。り。て。住。居。せ。り。て。所。に  
述。子。方。に。留。り。て。住。居。せ。り。て。所。に  
述。子。方。に。留。り。て。住。居。せ。り。て。所。に  
述。子。方。に。留。り。て。住。居。せ。り。て。所。に  
述。子。方。に。留。り。て。住。居。せ。り。て。所。に



















雷 地震

一 寛政四年七月廿一日

此日雷雨の暴れ如く  
向山に雷鳴あり  
此日雷雨の暴れ如く  
向山に雷鳴あり

内務省に  
内務省に

一 天明二年七月廿一日  
此日雷雨の暴れ如く  
向山に雷鳴あり  
此日雷雨の暴れ如く  
向山に雷鳴あり















上定く言ふ令如あるに於て人々於中名  
見事別れ出御するに御座り又火之  
故治の事ありて御座り

一 正徳二年六月十日  
以是之書成るなり

白書

勘定奉行

河内守は御座り左に在りて御座り  
此の書は御座りて御座り  
御座りて御座り  
御座りて御座り  
御座りて御座り

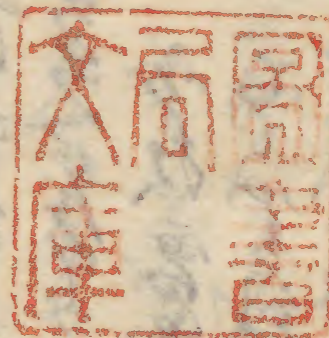
一 此の書は御座りて御座り  
御座りて御座り  
御座りて御座り  
御座りて御座り  
御座りて御座り  
御座りて御座り  
御座りて御座り  
御座りて御座り  
御座りて御座り  
御座りて御座り

一 此の書は御座りて御座り  
御座りて御座り  
御座りて御座り  
御座りて御座り  
御座りて御座り  
御座りて御座り  
御座りて御座り  
御座りて御座り  
御座りて御座り  
御座りて御座り









七月十九日

印接口内閣文庫  
永井 隆徳  
録



